

うなる  
ど

## 介護報酬

政府は、在宅介護で提供される「生活援助サービス」の切り捨てを進めています。来年度の予算編成に向けた「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針2017）では、「生活援助を中心とした介護を行う場合の人員基準の緩和やそれに応じた報酬の設定」を議論し、18年度介護報酬改定で対応するとしています。

15年度介護保険改悪で、「要支援者」に対する

要介護度	要介護区分ごとの高齢者の状態像の例
要支援1	掃除等の身の回りの世話の一部に見守りや手助けが必要
要支援2	要介護1相当のうち、心身の状態が安定している
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。食事・排せつはほとんど自分でできる
要介護2	立ち上がり、歩行や両足での立位保持等に支えが必要
要介護3	身の回りの世話、立ち上がり等が自分一人でできない。排せつが自分でできない
要介護4	身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行等が自分一人でできない
要介護5	身の回りの世話、立ち上がり、歩行、排せつや食事がほとんどできない

（東京都社会福祉協議会「介護保険とは…」から抜粋）

### 生活援助

訪問介護・通所介護が保険給付から外され、市町村が運営する安上がりな「総合事業」に移行されました。給付費削減が小幅などまつたため、16年の財政制度等審議会で、要介護度1・2の人を「軽度者」として、「軽度者」が「サービス」のほうが「著しく割安」だとして、生活援助への給付削減を要求しました。

政制度等審議会で、要介護度1・2の人を「軽度者」として、「軽度者」が「サービス」のほうが「著しく割安」だとして、生活援助への給付削減を要求しました。

## 削減し民間の家事代行へ

助中心の訪問介護と比較すると「民間家事代行サービス」のほうが「著しく割安」だとして、生活援助への給付削減を要求しました。

政制度等審議会で、要介護度1・2の人を「軽度者」として、「軽度者」が「サービス」のほうが「著しく割安」だとして、生活援助への給付削減を要求しました。

生活援助の専門性を否定する議論をベースにして切り捨てる狙いです。生活援助への介護報酬に深刻な影響・打撃を与える、事業からの撤退や、ボランティアや無資格者を活用した「総合事業」への移行に拍車がかかります。

引き下げは事業者の運営に引き続き議論します。介護保険法改定に盛り込まれた生活援助切り捨て策を、報酬改定に求めます。

議論した社会保障審議会介護保険部会（16年）で、厚労省は財務省の提案に沿った生活援助サービスの人員基準緩和を提案しました。

これに対し、委員らから「生活援助は家事代行ではなく専門職だ」「単に作業として生活援助があるわけではない」など、厳しい批判が続出。生活援助切り捨て導入はしたが、18年報酬改定で

高齢者の生活全体を支援し、要介護者の状態を把握したサービス提供で状態維持や改善につなげていく役割が生活援助にはあります。これは家事代行などの一般的サービスと置き換えられるものではありません。

（つづく）